

○宮崎大学教育学部「教育フィールド体験」運営委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、「教育フィールド体験」関連の授業の円滑な実施を図るため、宮崎大学教育学部「教育フィールド体験」運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(「教育フィールド体験」関連の授業)

第 2 条 「教育フィールド体験」関連の授業を、「自然・科学体験学習」・「教育福祉体験学習」・「地域教育体験学習」・「学校教育体験学習」（以下「体験学習」という。）とする。

(任務)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 体験学習の運営に関すること。
- (2) 体験学習の条件整備に関すること。
- (3) 体験学習の成績評定に関すること。
- (4) その他体験学習に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会から選出された教授 1 人
- (2) 当該年度の体験学習担当者代表 5 人（「自然・科学体験学習」・「地域教育体験学習」・「学校教育体験学習」の担当者から各 1 人及び「教育福祉体験学習」の担当者から 2 人）
- (3) 教務委員会のカリキュラム委員 1 人

(委員の任期)

第 5 条 前条第 1 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第 2 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、第 4 条第 1 号委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議決は、出席者全員の合意を原則とする。

(代理出席)

第 8 条 第 4 条第 2 号及び第 3 号委員に事故あるときは、代理の者の出席を認める。

(委員以外の者の出席)

第 9 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(体験学習担当者会の設置)

第 10 条 委員会の下に、体験学習担当者会を置く。

2 体験学習担当者会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。